

国有林野の管理経営に関する基本計画について

平成 20 年 9 月

目次

- 1 管理経営基本計画について…………… 1
- 2 管理経営基本計画の取組状況…………… 4
- 3 国有林野事業を巡る新たな動き
 - (1) 森林、国有林野に対する国民の要請…………… 14
 - (2) 近年の新たな政策展開…………… 16
- 4 今後の方向…………… 19

1 管理経営基本計画について

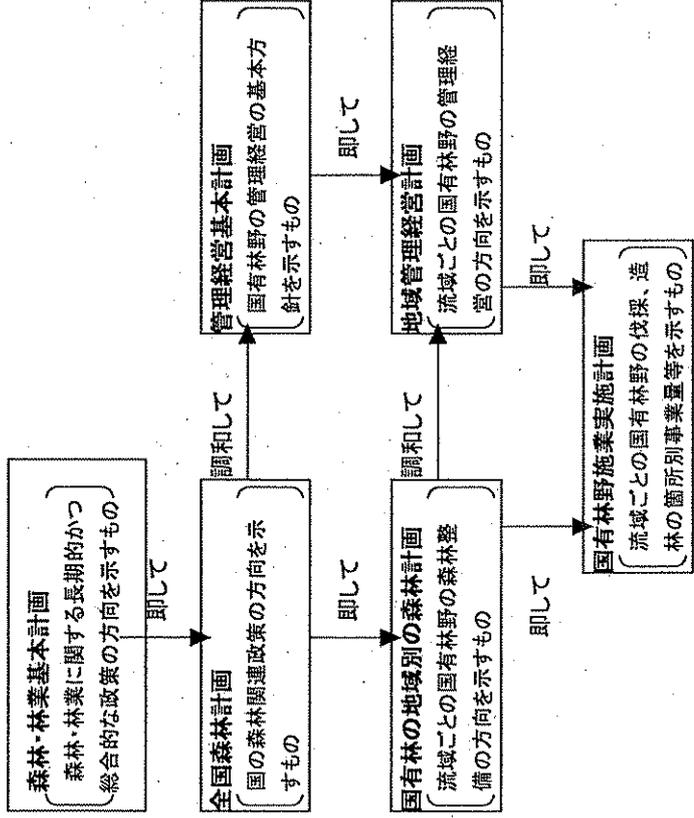
○ 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下、「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするた
め、「国有林野の管理経営に関する法律」第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画。

○ 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進。

○ 国有林野の管理経営に関する法律(抜粋)

- 第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国有林野の管理経営に関する基本方針
 - 二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項
 - 三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項
 - 四 国有林野の活用に関する基本的な事項
 - 五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項
 - 六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

○ 国有林野事業の計画の体系



○ 現行の管理経営基本計画は、平成16年4月1日から平成26年3月31日までの10年間で計画期間であり、平成15年12月9日に策定。

○ 現行計画の策定から5年目である平成20年には、平成21年4月1日を始期とし、平成31年3月31日までの10年間で計画期間とするものに改定することが必要。
改定は、「国有林野の管理経営に関する法律施行令」第1条の規定により、平成20年12月末までに行うことが必要。

○ 管理経営基本計画の改定に当たっては、国民の声を広く聴くため、改定案を公告・縦覧するとともに、申立てのあった意見の要旨を付して林政審議会の意見を聴くとされているところ。

○ 国有林野の管理経営に関する法律施行令(抜粋)

第一条 国有林野の管理経営に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する管理経営基本計画は、これを定める年の翌年四月一日から十年間を計画期間として定めるものとする。

○ 国有林野の管理経営に関する法律(抜粋)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならぬ。

○ 管理経営基本計画の改定に向けたスケジュールは、次のとおり想定。

平成20年
 9月 林政審議会の開催 (改定方向)
 10月 林政審議会の開催 (改定案)
 11月 公告・縦覧
 12月 意見の集約
 改定案の修正
 林政審議会の開催 (諮問・答申)
 改定計画の決定・公表

○ 改定のスケジュール (想定)

時期	全国森林計画	国有林の地域別の森林計画	管理経営基本計画	地域管理 経営計画及び 国有林野 施業実施計画
H20 9月	林政審議会		林政審議会	
10月	林政審議会 閣議決定・ 公表		林政審議会	
11月		公告・縦覧	公告・縦覧	
12月		決定・公表	意見集約 林政審議会 決定・公表	
H21 1月				(一体として) 公告・縦覧
2月				
3月				決定・公表
4月	新計画の始期			

2 管理経営基本計画の取組状況

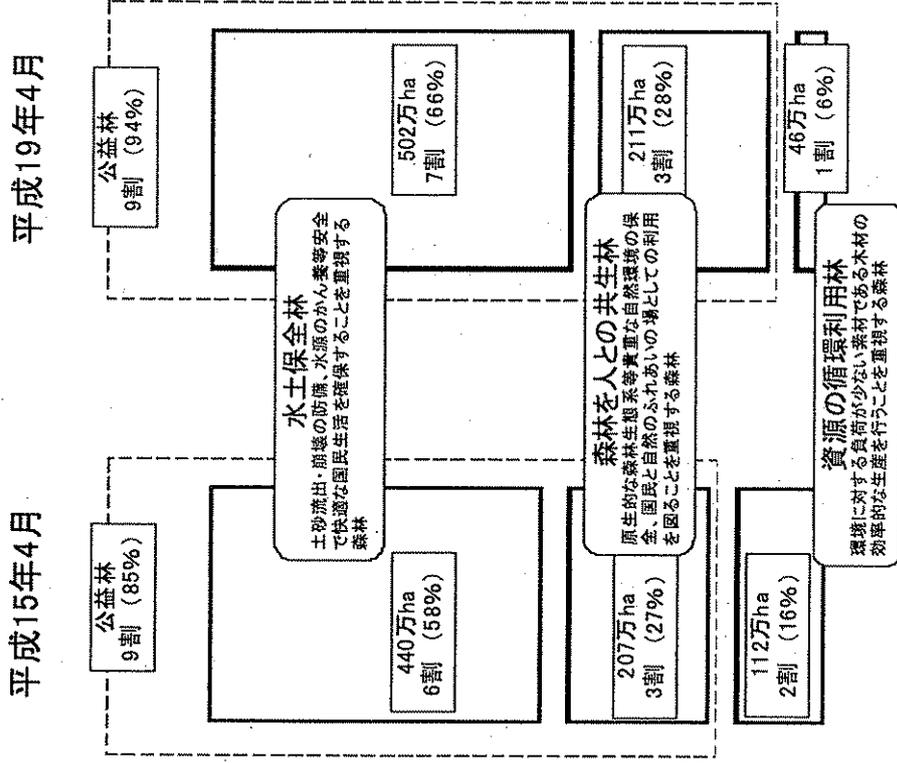
- 現在実施中の平成20年度の取組を含め、これまでの約5年間の管理経営基本計画における取組状況を示せば次のとおり。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進

- 平成10年より管理経営の方針を、林産物の供給に重点を置くものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換。
- 森林を、重点的に発揮させる機能によって「水土保持林」、
「森林と人との共生林」（これらをまとめて「公益林」という。）
及び「資源の循環利用林」の三つの類型に区分し、適切かつ
効率的な管理経営を実施。
- 公益的機能の発揮に対する国民の要請の高まりを踏まえ、
公益林は9割超に。

○ 公益林の占める割合



- 公益林を中心に公益的機能の向上に資する施業を推進。

- 公益的機能の向上に資する施業を行う森林の拡大

	H15年度	19
単層林のうち針広混交林化を進める林分	56万ha	61万ha
単層林のうち長伐期化を進める林分	53万ha	61万ha

注：4月現在の数値

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

- 民有林との連携を強化するとともに、流域森林・林業活性化協議会等を通じて、各流域の特性に応じた取組を展開。
- 流域ごとに、地方公共団体、学校、NPO等から要請を聞き取り、優先的に取り組むべき課題を選んで作成した流域管理推進アクションプログラムを作成。
- 民有林と国有林がさらに連携を図り、効率的・効果的な森林の整備・保全を進めることができるよう、都道府県等と覚書や協定等を締結。

○ 流域管理推進アクションプログラムの事例

平成19年度に木曾谷流域では、流域における簡易作業道を利用した木材搬出についての研修会の要望を踏まえ、国有林のフィールドにおいて、県、関係事業者と高性能林業機械の効率的な活用及び簡易作業道開設の現地検討会を開催。

このほか、全国で695の課題に取組。

○ 地方自治体との協定締結等の推進

16年度	18年度	19年度	【市町村との覚書締結状況】
都道府県との覚書締結状況	滋賀県、京都府、大阪府、四国4県	滋賀県、京都府、大阪府、四国4県	【市町村との覚書締結状況】
阿賀町など6市町村	阿賀町など6市町村	阿賀町など6市町村	阿賀町など6市町村
多摩市など6市町村	多摩市など6市町村	多摩市など6市町村	多摩市など6市町村
桐生市など5市町村	桐生市など5市町村	桐生市など5市町村	桐生市など5市町村
浜田市など16市町村	浜田市など16市町村	浜田市など16市町村	浜田市など16市町村

島根森林管理署では、島根県等と森林整備に関する覚書を締結し、民有林と国有林が一体となった森林共同施業団地を県内各地に設定しており、路網整備や施業の共同化、計画的な木材の安定供給など効果的・効果的な森林の整備・保全を推進。

共同施業団地：13箇所

団地面積：4650ha（民有林2800ha、国有林1850ha）

(3) 国民の森林としての管理経営

- 管理経営に関する情報の開示、森林・林業に関する情報の提供等に取組。
- 学校、企業、NPO等と連携し、国有林をフィールドとして活用した森林環境教育を推進。
- 平成16年度から設置した森林環境保全ふれあいセンターを拠点として、森林環境教育のためのプログラムの提供や指導者の派遣など、NPO等による自然再生等の活動や教育関係者による森林環境教育の活動を支援。

○ 情報の開示、双方向のコミュニケーションの推進

管理経営基本計画等の管理経営の基本的な方針は、公告・縦覧を行った上で策定。
 毎年度、決算及び管理経営基本計画の実施状況を公表。

平成16年度より、国民の声を国有林の管理経営に活かすため「国有林モニター」を募集し、アンケート調査、会議、現地視察を実施するなどし、情報の受発信を行っている。平成19年度は352名が登録。

○ 森林環境教育への取組強化

教育機関等と連携し、森林教室や教育関係者への研修を実施。

	H15年度	16	17	18	19
回数	880	972	1032	1351	1286
参加者	44	61	97	99	111

注：参加者数の単位は千人

子供達が森林の中で自由に遊び学べるようフィールドを提供する「遊々の森」の設定に、14年度から取組。

	H15年度	16	17	18	19
箇所数	71	93	107	127	139
面積 ^(ha)	3132	4088	4879	5398	5572

注：年度末現在の実績

○ 分収林制度等を活用し、企業が社会に貢献するとともに社員等のふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定等を推進。

○ 森林整備等を行うボランティア団体等にフィードバックを継続的に提供。

○ 歴史的に重要な木造建築物や、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、地域住民や木の文化を担う方々との連携による「木の文化を支える森づくり」を促進。

○ 地域の特徴を活かした効果的な森林管理が可能となる地区について、市民団体や地域住民の方々と協働・連携して森林の整備・保全活動や生物多様性保全等を行う「モデルプロジェクト」を推進。

○ 「法人の森林」の設定

企業による森林づくり活動を、分収林制度を活用して推進。
【新規契約締結の状況】

	H15年度	16	17	18	19
件数	9	18	21	23	15
面積(ha)	27	61	80	180	63

○ 「ふれあいの森」における自主的な森林整備活動を支援

各森林管理署等に「ふれあいの森」を設定し、ボランティア団体等にフィールドとして提供。

	H15年度	16	17	18	19
箇所数	137	145	147	151	143
協定件数	127	125	127	131	128
参加者	15	13	12	10	10

注：参加者数は千人単位
年度末現在の実績

○ モデルプロジェクトの取組

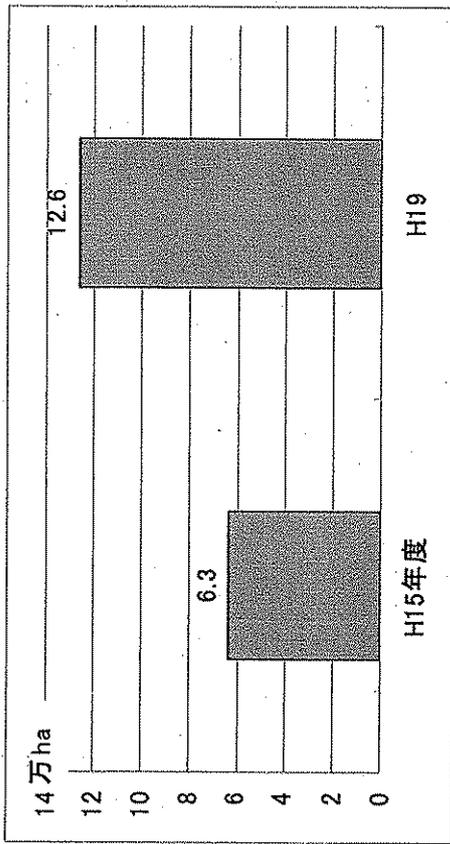
プロジェクト名	実施箇所 (森林管理局)	概要
野幌森林公園「森林再生ふれあいのプロジェクト」	北海道札幌市ほか (北海道)	札幌市近郊の国有林を中心に都市住民の参加により、台風による倒木被害森林の再生、生態系保護や生物多様性の保全などを実施
朝日庄内プロジェクト	山形県朝日市ほか (東北)	約7万haの朝日山地森林生態系保護地域と隣接する緑の回廊などにおいて、市民団体の方々と協力した森林生態系の保全・利用・再生を実施
赤谷プロジェクト	群馬県利根郡 みなかみ町 (関東)	三國山地の国有林約1万haにおいて、地域や自然保護団体と協働して、生物多様性保護と森林生態系機能のさらなる向上・復元等を実施
北檜越くらしと健康を支える森林づくり	長野県飯山市 長野市 (中部)	飯山市及びその周辺地域の国有林において、地元自治体、住民、森林管理署、NPO等により、協議会形式でシブシブの管理運営を行う体制を整備
人と森との共生プロジェクト	大阪府箕面市ほか (近畿中国)	近畿中国圏の中長期ビジョン「人と森との共生21」の更なる推進のため、近畿圏の国有林を対象に内外部の意見・要望などをいれたさまざまな活動の推進
四万十くろそんプロジェクト	高知県四万十市 (四国)	黒瀬川流域において、黒瀬川流域NPOなどの方々と協働し、シブシブの管理運営を推進
緑の照葉樹林プロジェクト	宮崎県東諸県郡 綾町 (九州)	宮崎県綾川流域の我が国最大級の照葉樹林帯において、多様な主体と協働し、照葉樹林の保全・復元を推進

注：プロジェクト名は略称を使用。

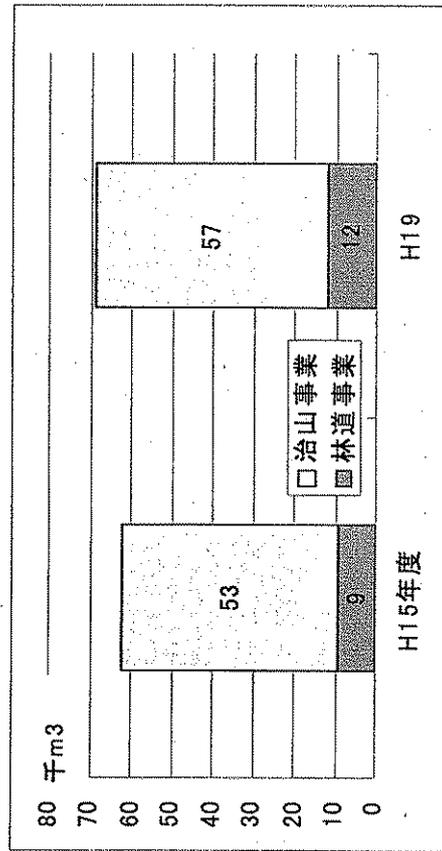
(4) 地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化防止のための森林吸収源対策として、高性能林業機械の活用を前提とした低コストな作業システムへの導入を図りながら、19年度には間伐面積を倍増させるなど間伐等の森林整備を実施するとともに、複層林化等の森林整備、保安林等の適切な保全管理を率先して実施。

○ 積極的な間伐の推進



○ 国有林野の治山事業等による木材利用の推進



- 間伐材の需要拡大に対応する自らの治山事業等における木材利用、高効率で低コストな作業システムの開発・普及を積極的に推進。

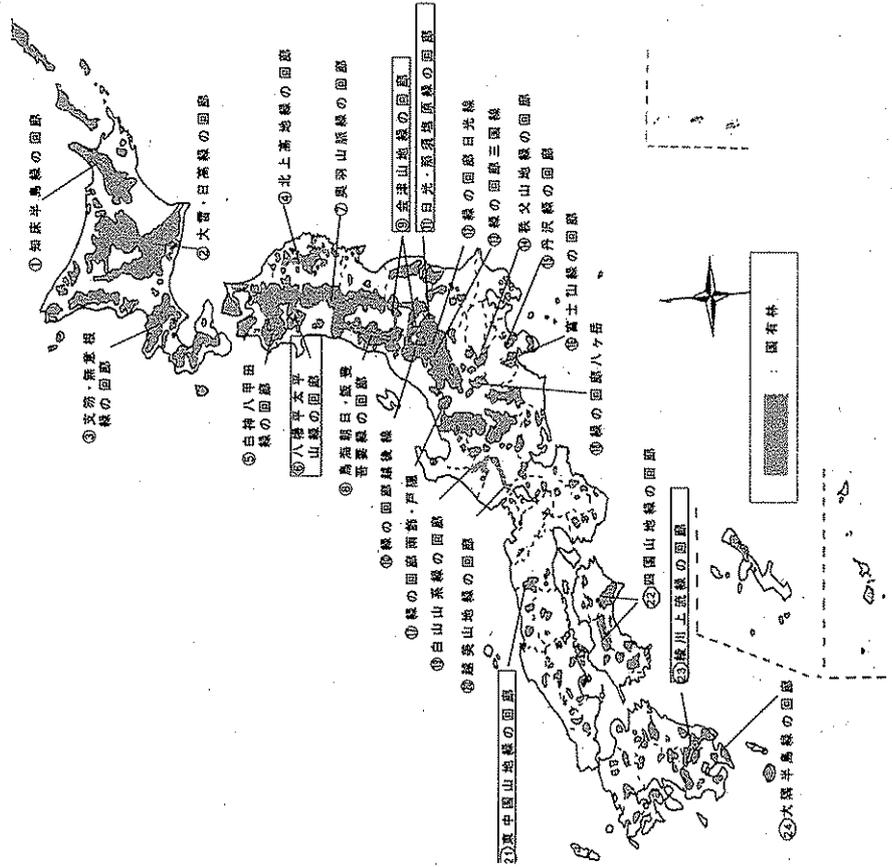
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

- (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保安全管理
 - 松くい虫の被害の拡大を防ぐなど、国民共通の財産である国有林野を適切に保安全管理。
- (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存
 - 原生的な森林生態系や貴重な動植物種が生息・生育する森林を逐次保護林に設定し、その保全・管理を推進。
 - 種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、その保全・管理を推進。
 - 世界自然遺産に登録された国有林の保全・管理 (H5登録: 屋久島、白神、H17登録: 知床半島)。
 - 世界文化遺産周辺国有林の森林景観を保全するための施業等の取組の推進 (H6登録: 古都京都の文化財、H8登録: 厳島神社、H19登録: 石見銀山 など)。
 - 市民団体や地域住民等と連携し、生物多様性保全と森林生態系機能の更なる向上・復元等を実施。

○ 保護林の設定状況

H15年4月 622千ha → H19年4月 778千ha

○ 緑の回廊の設定と状況



注:平成20年4月現在509千ha
 囲みは、平成16年4月以降に設定された箇所

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

(1) 林産物の供給

- 公益的機能の発揮に配慮しつつ、積極的な間伐等の森林整備に伴い増加する間伐材等の木材を安定的に供給。
- 民有林からの供給が期待しにくい伝統文化を守るための樹材種を供給。

(2) 林産物等の販売

- 樹材種に応じて民間市場への販売委託を促進。
- 間伐の推進に必要不可欠な間伐材等の需要拡大を図るため、協定に基づく長期的・安定的な販売（システム販売）を推進。
- 低質材の需要拡大や地域のバイオマス高度利用への支援。

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進

- 公用、公共用としての活用を実施。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

- 「レクリエーションの森」の選定等を通じて、広く国民に開かれた国有林野の利用を推進、また「量的充足」から「質的向上」を目指すリフレッシュ対策を推進。

○ 国有林の木材販売量の推移

		単位:万m ³				
		H15年度	16	17	18	19
立木販売		249	283	292	236	195
製品資材		93	108	195	267	304
(製品販売)		(67)	(74)	(122)	(147)	(161)
合計		341	391	487	503	499

注：立木販売には、分取林等を含む数値は立木材積で、()の製品販売は素材（丸太）材積

○ 伝統文化等を守るための木材供給

		単位:千 m ³				
		H15年度	16	17	18	19
木曽ヒノキ		7	6	5	6	5
秋田スギ		3	3	2	2	1
ヒバ		43	33	29	23	17

○ 販売委託の推進

素材販売における販売委託の割合を拡大。
H15年度 32% → H19年度 51%

○ システム販売の推進

		単位:千 m ³				
		H15年度	16	17	18	19
素材		24	45	223	425	524

○ レクリエーションの森のリフレッシュ対策

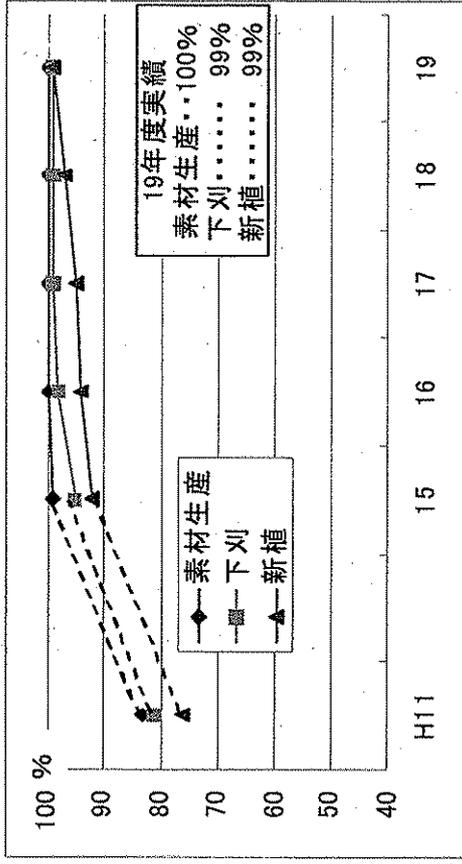
森林管理局内に検討委員会を設置し整備及び計画内容を充実させたり、地元自治体を核とした「レクリエーションの森」管理運営協議会の設置等により、整備・管理を支える仕組みを充実させるなどの取組。これまで、168箇所を設定自体の廃止や単独施設化等の見直しを行い、また、剣山自然休養林など8箇所では新たに協議会を設置。

5 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

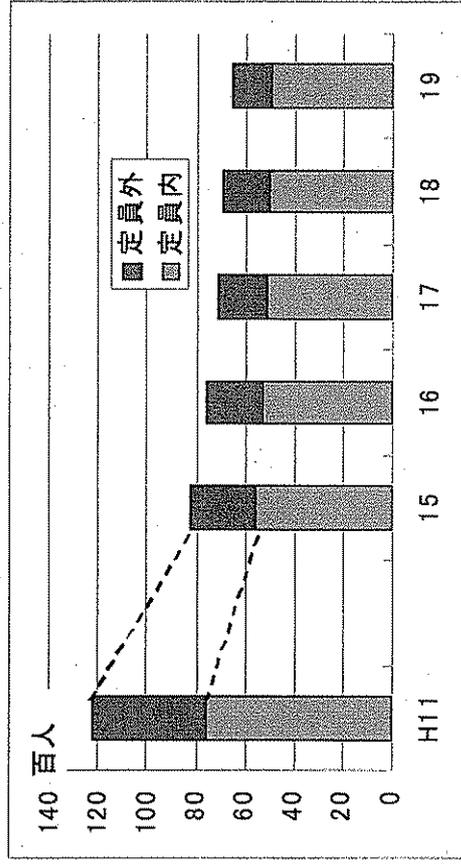
(1) 管理経営の事業実施体制

- 国の業務は保全管理、森林計画等に限定し、伐採、造林等については民間委託を推進。
- 平成15年度までに再編した7森林管理局及び流域単位の98森林管理署等からなる簡素かつ効率的な組織の下で効率的に業務を推進。

○ 民間委託の推進



○ 職員等の推移



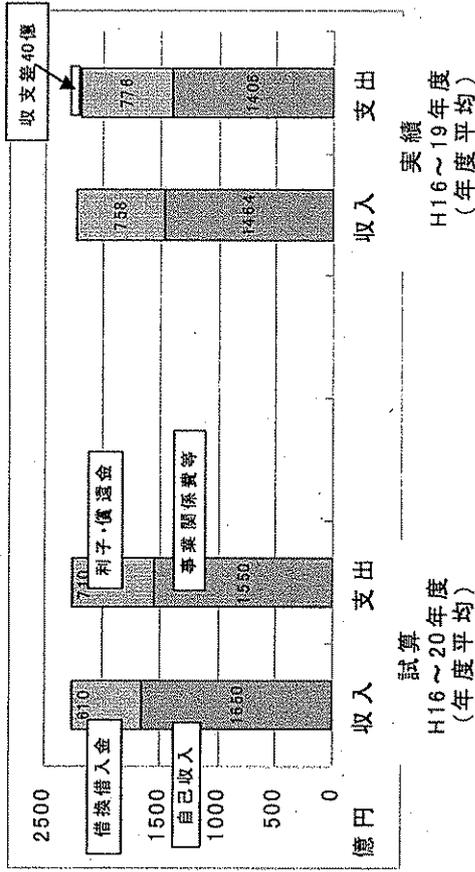
(2) 長期的な収支の見通し

- 収入の確保、支出の削減に努力した結果、平成16年度以降新規借入金から脱却し、財政の健全化を達成。

(3) その他事業運営に関する事項

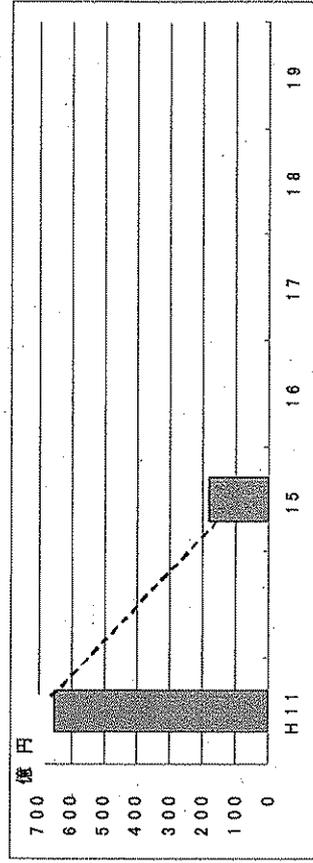
- 「事務改善・OA化5カ年計画」に基づき事務処理の効率化を推進。

○ 収支の試算及び実績



注: 1 自己収入には、一般会計受入等を含む。
 2 四捨五入により計が一致しない場合がある

○ 新規借入金の縮減



○ 国有林野情報処理システム

業務システムを刷新し、業務の処理機能の向上や各種情報の活用、運営経費の削減等を図ることを目的とした新たなシステムの運用を開始。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 人材の育成

○ 研修の充実、人事交流等を積極的に実施。

(2) 林業技術の開発普及

○ 新たな技術開発目標に基づき、産学官の連携による技術開発を計画的に推進。

(3) 地域振興への寄与

○ 国有林野の多様な利活用等を通じて、地域産業の振興等に寄与。

(4) 労使協力の推進

○ 相互理解と信頼に基づき、一体となって改革を推進。

○ 研修の充実

・職員研修の実施状況					
	H15	16	17	18	19
業務研修	316	273	269	360	270
養成研修	36	36	45	39	43
林業技術研修	210	160	154	135	117
森林・林業教育研修	46	39	37	17	21
新採用研修	55	76	75	115	56

注：数値は受講者数

○ 地域産業の振興

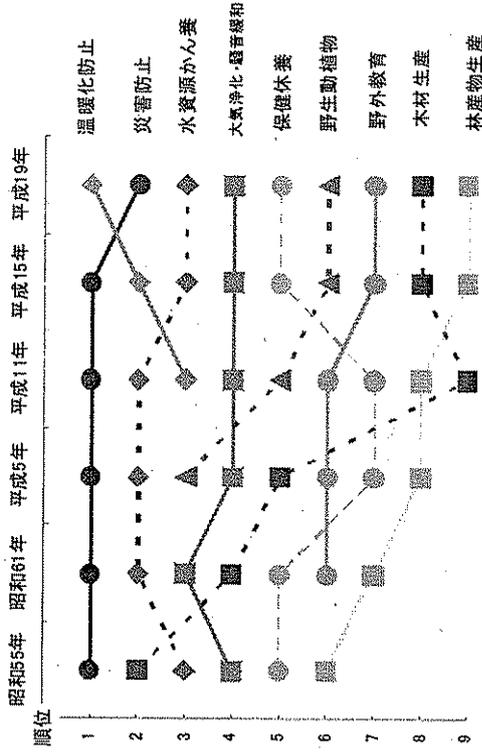
青森県では、環境・エネルギー産業の集積や振興を図るため、構造改革特別地域（環境エネルギー産業創造特区）の認定を受け、民間事業者による風力発電事業を推進している。
三八上北森林管理署では平成19年4月より、風力発電施設13基分の敷地として、約9.4haの国有林野の貸付を行っている。

3 国有林野事業を巡る新たな動き

(1) 森林、国有林野に対する国民の要請

○ 近年、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然環境教育への貢献等に対する期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化。

○ 森林に期待する役割の変化



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年)
 注：1) 回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答である。
 2) 選択肢は、特になし、わからない、その他を除き記載している。

○ 特に国有林野については、

- ・ 地球温暖化防止はもとより、その立地条件から国民の生命や財産を脅かす土砂崩壊の防止や洪水の緩和、国民の生活に不可欠な良質な水の供給等への期待が高い。
- ・ また、多様で豊かな自然環境を有することから、一般的な森林への期待と比較して、貴重な森林生態系や野生動植物の生息・生育環境の維持・保存、森林と人間との関わりを学ぶ教育の場等、国有林野ならではの役割にも高い期待が寄せられている。

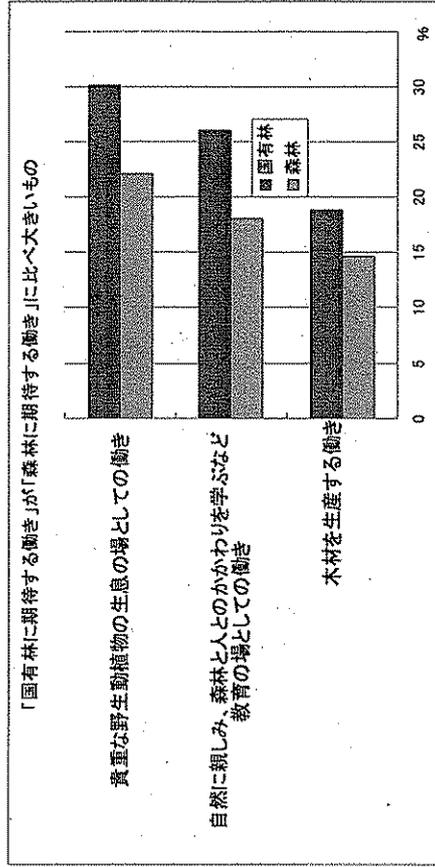
・ さらに、我が国の森林面積の3割を占めているため、国有林が量的なまとまりをもって安定的に木材を供給することや、多様な森林から多様な樹材種を供給することへの期待も大きい。

○ 国有林に対する国民の期待

【内閣府「森林と生活に関する世論調査」】(H19)

- ・ 国有林に期待する働き
 - ・ 二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止 (53%)
 - ・ 山崩れや洪水等の災害防止 (49%)
 - ・ 水資源の涵養 (40%)
 - ・ 貴重な野生動植物の生息の場 (30%)

・ 「森林への期待」と「国有林への期待」の違い



(2) 近年の新たな政策展開

- 森林に対する国民の要請の多様化等に対応して、
 - ・ 新たな森林・林業基本計画の策定
 - ・ 京都議定書目標達成計画の策定など、新たな森林・林業政策が打ち出され、国有林野事業としても率先してこれらに取り組んでいるところ。

- また、森林を適切に整備・保全し、緑豊かな国土を次世代に引き継いでいくことを目指して、政府一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を推進。

- このようなかで、国有林としても地球温暖化防止対策として、高性能林業機械の活用を前提とした低コストな作業システムを導入を図りながら、19年度には間伐面積を倍増させるなど間伐等の森林整備を推進するとともに、システム販売を活用し間伐材等の有効利用を図ってきたところであるが、京都議定書の第一約束期間に入ったことから、今後更に率先して森林吸収源対策への取組を加速化することが求められるところ。

○ 森林・林業基本法

森林・林業基本法の制定(H13.6)

新たな森林・林業基本計画の策定 (H18.9)

森林の多面的機能の発揮を基本理念として、100年先を見通した森林づくりと国産材の復活を目指した政策展開を基本。

国有林野事業については、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を進めることを基本とし、その取組において、国有林と民有林の一層の連携を図ることを基本計画の目指す方向の一つとして位置付け。

○ 地球温暖化防止対策関連

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締結(H14.6)

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の策定(H14.12)

京都議定書に基づく森林吸収量3.9%の達成を図るためには、森林・林業基本計画に掲げる目標を達成することが不可欠であることから、これらに基づき森林整備・保全を推進するための具体的対策等を定めたもの。

国有林野事業としては、率先して取組を進めているところ。

京都議定書の発効 (H17.2)

京都議定書目標達成計画(H17.4) (H20.3改定)

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、2005年4月、同大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を策定。

森林による吸収源対策として、森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となつて着実かつ総合的に推進するむね記述。

○ 美しい森林づくり推進国民運動

6年間で330万haの間伐実施等を目標に掲げ、国民の幅広い協力のもと、国産材の利用、地域づくり、森林づくりへの参画を進めべく全国各地で運動を展開。

国有林としても全体の2割にあたる年間11万haの間伐を目標。

○ さらに、低炭素社会づくり行動計画が策定（平成20年）されたところ。

○ 他方、他の政策分野においても、森林に関連する政策展開が進められてきたところ。

- ・ 第三次生物多様性国家戦略の策定（平成19年）
- ・ 生物多様性基本法の制定（平成20年）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年）
- ・ 学校教育法の改正（平成19年）と「小学校学習指導要領」の改訂（平成20年）

○ 低炭素社会づくり行動計画(H20.7)

「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」という長期目標を、国際的に共有することを提案している中、政策項目毎に具体的な施策を明らかにしたもの。

森林については、農林水産業の役割を活用した低炭素化として、間伐等による森林整備、未利用バイオマス資源の資材・エネルギー利用拡大への取組を行うこととしている。

○ 第三次生物多様性国家戦略の策定(H19.11)

生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めたもの。

国有林野事業については、「保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進」として特記されている。

○ 生物多様性基本法の制定(H20.6)

生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性等を示したもの。

国の責務として、基本的かつ総合的な施策の策定及び実施することや、本格的施策として生物多様性の保全上重要な地域の保全等が定められた。

○ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(H19.12)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するためのもの。

国の責務として、鳥獣の生息状況等の調査、国民の理解の増進、鳥獣の生息環境の整備及び保全などが定められた。

○ 小学校学習指導要領の改訂(H20.3)

小学校教育における自然体験活動の充実が新たに盛り込まれている。

また、総務省、文部科学省との3省連携による「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始（平成20年）。

- 頻発する大規模な地震や局所的な集中豪雨等の山地災害に対し、二次災害の防止や、治山事業による災害復旧等を迅速に実施。

○ 岩手・宮城内陸地震災害への対応(H20.6～)

地震発生直後から、全国の国有林治山技術者による応援体制の下、現地調査に着手し、これまで二次災害防止のための土石流センサー等の設置や国道の迂回路となる林道の緊急整備等の応急対策を実施した。

また、地元自治体からの強い要請を受けて、民有林の被災箇所のうち、復旧規模が特に大きいなどの箇所について直轄治山等災害関連緊急事業を採択し、国有林における対策とともに早期復旧に向けた取組を進めている。

現在、治山ダムの設置等による復旧に鋭意取り組んでおり、引き続き地域住民の安全で安心できる暮らしの実現に向けた復旧対策を実施することとしている。

4 今後の方向

- 現行の管理経営基本計画においては、簡素で効率的な体制の下で公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めるとともに、こうした基礎の上に立って、名実ともに開かれた「国民の森林」の実現に向けて、施策を実施してきたところ。
- 今後は、これまでの実績や行政ニーズ、社会情勢を踏まえ、次のような取組を民有林関係者との一層の連携を図りつつ、率先して進めていくことが課題
 - ・ 効率的かつ着実な森林の整備・保全と木材の利用を一体的に推進することによる地球温暖化対策の促進
 - ・ 野生鳥獣との共存のための森林の整備・保全の推進など生物多様性の保全等への率先した取組の一層の推進
 - ・ 地震や台風などの大規模災害への対応といった社会的要請への迅速な対応
 - ・ 間伐材等の安定供給を通じた木材の需要拡大や、伝統文化を守るための木材の安定供給など、国有林にしかできない木材の安定供給の推進
 - ・ 森林環境教育への貢献、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど、国民による国有林野の利用の促進
- これらの取組に際しては、情報の開示や広報を通じた透明性の確保のみならず、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進など、双方向の情報受発信を基本とした対話型の取組を推進。

